

非常勤役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人斉慎会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定める。

2 役員等が職員又は常勤役員である場合は、この規程は適用しない。

(役員等報酬)

第2条 役員等が、職務のため理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として別表1のとおり支払う。

2 前項に規定する会議以外の、役員等の法人業務の諸活動に対しては、別表2に基づきその勤務時間に応じて報酬を支払う。

3 理事及び監事の報酬総額は、別表3に定める事業年度ごとの総額を上限とする。

(支払方法)

第3条 役員等報酬の支払い方法は、次のとおりとする

(1) 第2条第1項の報酬については、その都度現金にて支払う。

(2) 前項以外の報酬については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に現金にて本人に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、本人の同意を得たときは、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支払うことができる。

3 役員等の報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(委任)

第4条 この規程により難しいものについては、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。「社会福祉法人斉慎会役員等の費用弁償及び報酬に関する規程」は廃止する。

別表1（会議等へ出席したときの報酬額）

	理事会	評議員会
1日につき	5,000円	5,000円

別表2（その他の報酬額）

	理事長	理事	監事	評議員
1時間につき	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円

別表3（理事及び監事の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限
非常勤の理事及び監事	9,500,000円